

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

○救急医療機関の変更	(医療政策課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(二件)	(農林水産経営支援課)	五
○飼料の試験結果の公表	(畜産課)	五
○保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	八
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(原子力安全対策課)	八
○県営土地改良事業計画の変更	(農村振興課)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(事業管理課)	九
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一一

ページ

## 告 示

- 選挙管理委員会  
直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件) 一一
- 公安委員会  
技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 一二
- 収用委員会  
相川沢川十三浜事件公示送達 一一

○宮城県告示第七十四号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定した救急医療機関の開設者から、次のとおり所在地を変更した旨届出があった。  
平成二十九年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 救急医療機関の名称  
気仙沼市立病院
- 二 所在地

変更前	気仙沼市田中百八十四番地
変更後	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二

○宮城県告示第七十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。  
平成二十九年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四七一五〇二五八三	訪問介護暖のうつわ 大崎市古川稲葉字大江向二 二十 アークヴィレッジC1	株式会社ワームレイシ ヨンス	平成二十九年 九月一日

○四七二二〇一三七五	ケアステーションはあと 柴田郡大河原町字錦町三番地十八	株式会社すりーえいち	平成二十九年九月一日
○四七二六〇〇九五六	ヘルパーステーションい やしの館 宮城郡松島町磯崎字西ノ浜五十九番五	ネクストケア合同会社	平成二十九年九月一日
○四七二五〇二五九一	リーブズ 大崎市田尻字町浦二十五番地一	ファーストコーポレーション株式会社	平成二十九年九月十五日
○四七〇三〇〇九九八	フルール介護ステーション 塩竈市牛生町九番二十一号	合同会社フルール	平成二十九年十月一日
○四七二四〇〇八三七	みのり訪問介護ステーション 巨理郡巨理町吉田字原二百四十七番地十九	合同会社みらい介護	平成二十九年十月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号 ○四六一五九〇一〇一	事業所の名称及び所在地 セントケア訪問看護ステーション 岩出山 大崎市古川清水字成田宮田五十八番地四	事業者の名称 セントケア宮城株式会社	指定年月日 平成二十九年十月一日
-------------------------	---	-----------------------	---------------------

三 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇七〇一八八六	事業所の名称及び所在地 ユースポ館腰デイサービス 名取市植松字錦田四十四番地一	事業者の名称 株式会社上の組	指定年月日 平成二十九年九月一日
○四七〇七〇一一九四	ユースポ仙台南デイサービス 名取市上余田字西田十九番地一	株式会社上の組	平成二十九年九月一日
○四七一〇〇七六八	ユースポ岩沼デイサービス 岩沼市藤浪二丁目一番十一号	株式会社上の組	平成二十九年九月一日
○四七二二〇一三六七	ユースポ大河原デイサービス 柴田郡大河原町新桜町一番地十	株式会社上の組	平成二十九年九月一日
○四七二四〇〇八二九	ユースポ巨理デイトレセン ター	株式会社上の組	平成二十九年九月一日

四 短期入所生活介護

○四七〇二〇二八七〇	巨理郡巨理町逢隈中泉字沼添七十五番一 花水木デイサービスセンタ 石巻市中央二丁目十四番五 号B棟二階	社会福祉法人一視同仁会	平成二十九年十月一日
------------	---	-------------	------------

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二九二〇	事業所の名称及び所在地 ショートステイうさぎ 石巻市門脇字一番谷地十八 番二号	事業者の名称 株式会社明美会	指定年月日 平成二十九年九月十五日
-------------------------	--	-------------------	----------------------

○宮城県告示第十七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇七〇一八八六	事業所の名称及び所在地 ユースポ館腰デイサービス 名取市植松字錦田四十四番地一	事業者の名称 株式会社上の組	指定年月日 平成二十九年九月一日
○四七二二〇一六六五	ケアプランセンターあおば 登米市迫町佐沼字中江二丁 目一番地六	医療法人あおば会	平成二十九年九月一日
○四七二四〇〇八二九	ユースポ巨理デイトレセン ター 巨理郡巨理町逢隈中泉字沼 添七十五番一	株式会社上の組	平成二十九年九月一日

○宮城県告示第十七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

○四七二二〇一三七五	ケアステーションはあと 柴田郡大河原町字錦町三番地十八	株式会社すりーえいち	平成二十九年九月一日
○四七二六〇〇九五六	ヘルパーステーション やしの館 宮城郡松島町磯崎字西ノ浜五十九番五	ネクストケア合同会社	平成二十九年九月一日
○四七一五〇二五九一	リープズ 大崎市田尻字町浦二十五番地一	ファーストコーポレーション株式会社	平成二十九年九月十五日
○四七〇三〇〇九九九	フルール介護ステーション 塩竈市牛生町九番二十一号	合同会社フルール	平成二十九年十月一日
○四七二四〇〇八三七	みのり訪問介護ステーション 巨理郡巨理町吉田字原二百四十七番地十九	合同会社みらい介護	平成二十九年十月一日

二 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号 ○四六一五九〇一〇一	事業所の名称及び所在地 セントケア訪問看護ステーション 大崎市古川清水字成田宮田五十八番地四	事業者の名称 セントケア宮城株式会社	指定年月日 平成二十九年十月一日
-------------------------	--	-----------------------	---------------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 ○四七〇七〇一一八六	事業所の名称及び所在地 ユースボ館腰デイサービス 名取市植松字錦田四十四番地の一	事業者の名称 株式会社上の組	指定年月日 平成二十九年九月一日
○四七〇七〇一一九四	ユースボ仙台南デイサービス 名取市上余田字西田十九番地一	株式会社上の組	平成二十九年九月一日
○四七一〇〇七六八	ユースボ岩沼デイサービス 岩沼市藤浪二丁目一番十一号	株式会社上の組	平成二十九年九月一日

○四七一〇〇七七六	ユースボ岩沼大手町デイサービス 岩沼市大手町八番十五号	株式会社上の組	平成二十九年九月一日
○四七一〇〇七八四	ユースボはつらつデイサービス 岩沼市藤浪二丁目一番地十号	株式会社上の組	平成二十九年九月一日
○四七二二〇一三六七	ユースボ大河原デイサービス 柴田郡大河原町新桜町一番地十	株式会社上の組	平成二十九年九月一日
○四七二四〇〇八二九	ユースボ巨理デイトレセン タ 巨理郡巨理町逢隈中泉字沼添七十五番一	株式会社上の組	平成二十九年九月一日
○四七一四〇〇八二二	デイサービス鹿妻・希望の社 東松島市矢本字穴尻六十三番地三	特定非営利活動法人鹿妻・希望の社	平成二十九年九月十五日
○四七一五〇二六〇九	地域密着型デイサービス桂 大崎市鹿島台平渡字吹上十六番地一	株式会社ベストサポート桂	平成二十九年十月十五日

四 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二九二〇	事業所の名称及び所在地 シヨートステイうさぎ 石巻市門脇字一番谷地十八番二号	事業者の名称 株式会社明美会	指定年月日 平成二十九年九月十五日
-------------------------	--	-------------------	----------------------

○宮城県告示第七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十九年十二月八日

一 訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七一五〇〇五五三	事業所の名称及び所在地 トータルケア大崎 大崎市松山千石字松山三百七十一番地の三	事業者の名称 有限会社トータルケアサ ービス	廃止年月日 平成二十九年九月十四日
-------------------------	--	------------------------------	----------------------

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七〇八〇〇五一七	訪問介護ほほえみ 角田市角田字南九十三番地	一般社団法人多機能型支 援センターみなみの風	平成二十九年 九月二十九日
------------	--------------------------	---------------------------	------------------

二 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇六〇〇二七二	デイハウス沢端 白石市沢端町五番二十二号	有限会社ジータイム	平成二十九年 九月三十日
〇四七一一五〇一七七五	多機能ホーム虹の丘 大崎市鹿島台平渡字吹上十 六番地一	有限会社灯の家	平成二十九年 十月十四日
〇四七〇六〇〇六〇二	デイサービス糸遊 白石市西益岡町五番五十三 号	株式会社万緑	平成二十九年 十月三十一日

〇宮城県告示第七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ  
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。  
平成二十九年十二月八日

一 介護予防訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七一一五〇〇五五三	トータルケア大崎 大崎市松山千石字松山三百 七十一番地の三	有限会社トータルケアサ ービス	平成二十九年 九月十四日
〇四七〇八〇〇五一七	訪問介護ほほえみ 角田市角田字南九十三番地	一般社団法人多機能型支 援センターみなみの風	平成二十九年 九月二十九日

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七一一五〇一七七五	多機能ホーム虹の丘 大崎市鹿島台平渡字吹上十 六番地一	有限会社灯の家	平成二十九年 十月十四日
〇四七〇二〇二八一一三	デイサービスますみ 石巻市渡波字新千刈四十八	合同会社シルバファミ リーサポートにっつた	平成二十九年 十月三十一日

〇四七〇九〇〇六四八	デイサービスみんなの家 多賀城市山王字東町浦四番 地の一	株式会社グリーンファミ リー	平成二十九年 十月三十一日
------------	------------------------------------	-------------------	------------------

〇宮城県告示第八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第  
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十  
一条第一号の規定により告示する。  
平成二十九年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害福祉サ ービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二二〇三八九	パーラー山と田んぼ 石巻市前谷地字黒沢 前八十四番地三	型 就労継続支援 B	一般社団法人 石巻グリーン サポート	平成二十九年 十二月一日
〇四一二六三〇〇三〇	アイエスエフネット ライフ松島 宮城県松島町高城字 町七十七	型 就労継続支援 B	株式会社アイ エスエフネッ トライフ	平成二十九年 十二月一日
〇四一二六三〇一三三九	株式会社あすファ ーム松島 品井沼事業 所 宮城県松島町幡谷字 鹿渡二十二番地の一	型 就労継続支援 B	株式会社あす ファーム松島	平成二十九年 十二月一日

〇宮城県告示第八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第  
四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が  
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。  
平成二十九年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	廃止する指定障害 福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一二二〇〇四二二	登米地域福祉事業所 登米市米山町善王寺 石神十六一七	就労移行支援	特定非営利活 動法人ワーカ ーズコープ	平成二十九年 十一月三十日
〇四一二六三〇〇三〇	アイエスエフネット ライフ松島	型 就労継続支援 A	株式会社アイ エスエフネッ	平成二十九年 十一月三十日

宮城郡松島町高城字  
町七十七  
トライフ

○宮城県告示第千八十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百二十九 加入区	平成十九年宮 城告示第 百十八号 （漁業災害 補償法に 基づく漁 業に 係る加入 区の設定） 宮城県漁 業協同組 合の歌津 支所の地 区のうち 中山の区 域	平成二十九年 十一月二十 八日	本吉郡南三 陸町歌津 小長柴十五 一 九 本吉郡南三 陸町歌津 中山九十一 三浦善浩	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令第 二百九十八 号）第十八 条の四に規 定するわか め養殖業	五人

○宮城県告示第千八十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十九年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立 の 届 出 年 月 日	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	養 殖 業 の 種 類	区 域 内 特 定 養 殖 業 者 数
宮城県第 百三十一 加入区	平成十九年宮 城告示第 百十八号 （漁業災害 補償法に 基づく漁 業に 係る加入 区の設定） 宮城県漁 業協同組 合の歌津 支所の地 区のうち 中山の区 域	平成二十九年 十一月二十 八日	本吉郡南三 陸町歌津 松崎十二 一 三 及川輝彦 本吉郡南三 陸町歌津 松崎七十六 一 三 及川養一	漁業災害補 償法施行令 （昭和三十 九年政令第 二百九十八 号）第十八 条の四に規 定	三人

加入区の設定  
で告示され  
た宮城県漁  
業協同組合  
の歌津支所  
の地区の区  
域のうち松  
崎の区

○宮城県告示第千八十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十九年七月から同年九月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十九年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

するわかめ養  
殖業

安全性に関する検査

平成29年7月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造年(輸入月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
松崎精麦株式会社 松島町	同左	大麦	飼料用外国産大麦(皮付き 庄へん)	H29.7	動物性たん白質	無
株式会社東北水産理 化学研究所 塩釜市	同左	リン・カルシウム混 合飼料	ニューハイミックスA	H29.6	動物性たん白質	無

平成29年8月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造年(輸入月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
菅原三郎金成TMR センター 栗原市	同左	牛飼育用混合飼料	TMR元気な子牛	H29.8	動物性たん白質	無
明治飼糧株式会社瀬 峰TMRセンター 栗原市	同左	乳用牛飼育用配合飼 料	明治配合飼料TMミックス S3	H29.8	動物性たん白質	無

平成29年9月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造年(輸入月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社富士飼料登 米TMRセンター 登米市	同左	乳牛用混合飼料	富士TMR	H29.9	動物性たん白質	無
松崎糧穀商事株式会 社松島倉庫 松島町	同左	牛繁殖用混合飼料	緑茶粕入りふすま	H29.8	動物性たん白質	無
塩釜水産飼料株式会 社 塩釜市	同左	魚粉	60%フイッシュミール	H29.9	重 金 属ーカドミウム, 鉛, 水銀	無

協同フアイツシユミール工業株式会社石巻事業所 石巻市	同左	魚粉	65%フアイツシユミール	H29.8	重 金 属 - カドミウム, 鉛, 水銀	無
バイオバンク株式会社仙台工場 名取市	同左	混合飼料	RB-2000	H29.9	動物性たん白質	無
株式会社ニチレイフーズ白石工場 白石市	同左	食品残さ発酵乾燥飼料	ニチレイフーズ発酵飼料	H29.9	動物性たん白質	無

栄養成分に関する検査

平成29年7月収去

製造事業場等の名称及び所在地 A全農北日本くみあい飼料株式会社石巻工場 石巻市	収去場所 同左	飼料の名称 くみあい配合飼料繁殖かちちゃん	製造(輸入)年 H29.7	試 験 項 目 栄養成分等 - 粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	違反の内容
フイード・ワン株式会社石巻工場 石巻市	同左	フイード・ワンルチェース74	H29.7	栄養成分等 - 粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	

平成29年9月収去

製造事業場等の名称及び所在地 塩釜水産飼料株式会社塩釜市	収去場所 同左	飼料の名称 60%フアイツシユミール	製造(輸入)年 H29.9	試 験 項 目 栄養成分等 - 粗たん白質, 粗脂肪, 粗灰分	違反の内容
協同フアイツシユミール工業株式会社石巻事業所 石巻市	同左	65%フアイツシユミール	H29.8	栄養成分等 - 粗たん白質, 粗脂肪	
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	育成元気20	H29.9	栄養成分等 - 粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	

清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	和牛繁殖用	H29.9	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん
--------------------------	----	-------	-------	----------------------------------

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「◎」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第千八百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成二十九年十二月八日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼市松崎前浜一〇〇の二、一〇〇の七・一〇〇の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、唐桑町小長根二五四の二、二五五、二六二の二、二六二の四、二六三（次の図に示す部分に限る。）、二六四の二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千八百六十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 パークシテイ南吉成地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十九年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 女川原子力発電所周辺環境放射線監視システム修業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部原子力安全対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十九年十月三十日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田一番一号

五 契約金額 七千三百九十八万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号該当



○県営北上地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十九年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要  
別冊のとおり

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県工事積算総合システム運用機器賃貸借、導入設定及び保守業務一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 契約締結日から平成三十五年三月三十一日まで

4 賃貸借期間 平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

5 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、下記の要件をすべて満たし、宮城県知事の一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―三三三五）へ平成二十九年十二月二十一日（木）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 郵送又は持参による入札書の提出場所及び問合せ先

〒九八〇―八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県土木部事業管理課工事管理班（担当 今野 雄喜 電話〇二二―二二―三二八六）

2 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年十二月二十八日（木）から平成三十年一月五日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成三十年一月十一日（木）午前九時から平成三十年一月十七日（水）午後五時まで

(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間

(イ) 郵送の場合 平成三十年一月十一日（木）午前九時から平成三十年一月十七日（水）午後五時まで

(ロ) 持参の場合 平成三十年一月十一日（木）午前九時から平成三十年一月十八日（木）午前七時まで

ロ 提出場所 1に同じ

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

4 開札の日時及び場所

平成三十年一月十八日（木）午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎八階 事業管理課  
四 入札に参加することができない者  
二に定める資格を有しない者  
五 その他

1 使用言語、通貨等

本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成四年法律第五十一号）によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百三条及び第一百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効とする。  
なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の百分に八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額）の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二者以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった場合の取扱については契約書（案）に示すとおりとする。

10 詳細は、入札説明書による。  
六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Lease, installation configuration and maintenance of Prefectural Construction Expenditure Estimation System (1 set)
- 2 Period of Contract : From day of contract settlement to March 31, 2023
- 3 Period of Lease : April 1, 2018 to March 31, 2023
- 4 Location of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi and other locations
- 5 Location and Deadline of Bid Submission : By mail - January 11, 2018 (Thu), 9 : 00 a.m. to January 17, 2018 (Wed), 5 : 00 p.m.  
In person - January 11, 2018 (Thu), 9 : 00 a.m. to January 18, 2018 (Thu), 10 : 00 a.m.
- 6 Location and Date of Bid Selection : January 18, 2018 (Thu), 10 : 00 a.m.  
Public Works Management Division, 8th floor of the Miyagi Prefectural Government Building, 38-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
- 7 Contact Information : Yuki Konno, Public Works Management Division, Public Works Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan  
Tel.: 022211-3186

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十九年十二月八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
岩沼市南長谷字北町一番十三の一部、一番十三  
地先の道の一部、四番一の一部、五番一、五番二、  
五番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東京都千代田区丸の内一丁目七番十二号  
石油資源開発株式会社

選挙管理委員会

○宮選管告示第百六十三号

平成二十九年十二月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年十二月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数  
三八、九三三

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数  
三四三、三三二

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	八、七七八	岩 沼 選 挙 区	一一、一九〇
宮 城 野 選 挙 区	五二、七四二	登 米 選 挙 区	二三、一〇七
若 林 選 挙 区	三七、七六五	栗 原 選 挙 区	二〇、一四六
太 白 選 挙 区	六三、四四二	東 松 島 選 挙 区	一一、二五四
泉 選 挙 区	六〇、一〇三	大 崎 選 挙 区	三七、一五三
石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区	四三、六六三	柴 田 選 挙 区	二三、一五五
塩 釜 選 挙 区	一五、七四一	亘 理 選 挙 区	一三、二二一
気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区	二二、七三〇	宮 城 選 挙 区	一四、一一七
白 石 ・ 刈 田 選 挙 区	一三、九七三	富 谷 ・ 黒 川 選 挙 区	二五、四一九
名 取 選 挙 区	二一、一九一	加 美 選 挙 区	八、八三二

角田・伊具選挙区 一一、五六六 遠田選挙区 一一、九〇〇  
多賀城・七ヶ浜選挙区 二二、七〇二

○宮選管告示第百六十四号

平成二十九年十二月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を越える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十九年十二月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四三〇 三四三二

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第165号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成29年12月8日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許（準中型自動車及び普通自動車運転免許を除く）に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成30年1月15日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車第一種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成28年、29年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の一部科目が免除となる者	平成30年2月28日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成29年12月8日（金）から平成29年12月20日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成29年12月8日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。  
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第39号

相川沢川十三浜事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

平成29年12月8日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 送達すべき書類

平成29年11月29日付け宮収号外通知文

平成29年11月27日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けるべき者

住所・常居所不明

ただし、住民票の住所、埼玉県さいたま市緑区東浦和2丁目44番地2 ニューアリス301号

なお、登記簿上の住所、埼玉県さいたま市緑区東浦和二丁目44番地2

小山 浩一